

平成 30 年 3 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 13 号

平成 30 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 27 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 30 年 3 月 6 日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

平成 30 年 3 月 6 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（井上正清君）

おはようございます。3 月議会定例会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中、ご参集をいただきありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長 高橋正博君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆様方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、表彰状及び記念品の伝達を行いたいと思います。

去る2月23日、第69回香川県町村議会議長会定例会総会におきまして、香川県町村議会議長会会長から、議員10年以上在籍自治功労者として、川本貴也議員が表彰を受けました。これより表彰状及び記念品の伝達を行います。

（議長から川本貴也議員に表彰状及び記念品の伝達）

○議長（井上正清君）

表彰を受けられました川本貴也議員、誠におめでとうございます。皆様とともに喜びを申し上げます。以上で表彰状及び記念品の伝達を終わります。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんおはようございます。本日、平成30年3月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

現在国におきましては、一般会計総額が約97兆7,128億円と過去最大規模となる新年度予算案が審議されているところでございます。土庄町におきましても、一般会計予算額が、過去最大規模となる平成30年度予算案を編成し、本日提案をいたしております。詳細につきましては、施政方針等で述べさせていただきます。本日提案の議題につきましては、平成29年度補正予算関係が8件、平成30年度当初予算関係が9件、条例関係が17件、契約関係が1件、人事案件が2件、その他4件の合計41件でございます。

本定例会は、平成30年度の土庄町における基本方針をご審議いただく定例会であります。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

去る2月27日、午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る2月27日、委員会室におきまして、3月定例会の会期、日程等につきまして審議いたしました。

まず会期でございますが、本日より15日までの10日間とし、本会議の開催は、本日より7日、14日、15日の4日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について各委員長より報告していただき、その後報告に対する質疑を行います。続きまして、町長より平成30年度施政方針についての説明をいただき、次に執行部より平成29年度補正予算、平成30年度当初予算、条例関係、他の各議案、教育委員の任命、人権擁護委員の候補者の推薦までを一括して提案、説明を受け、散会する予定でございます。

7日の本会議は、初めに補正予算に関する議案第1号から第8号までと議案第39号の協議会の廃止についての質疑、討論、採決を行います。続いて、同意第1号と諮問第1号の質疑、採決を行います。その後、平成30年度施政方針に対する質疑、続いて平成30年度当初予算に関する議案及び残りの条例関係の質疑を行います。質疑が終わりますと、議案第9号から第38号までを各常任委員会

へ付託して審査をお願いいたします。次に、発議第1号の趣旨説明ののち、質疑、討論、採決を行います。次に請願第1号、請願第2号について、総務建設常任委員会に付託し、散会とする予定でございます。

14日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、明日7日の正午となっております。質問は提出順にさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最終日15日の本会議は、各常任委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対する質疑、続いて討論、採決を行います。次に、議員の派遣についての申し出を承認していただき、最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申し出を採決し、本定例会を終了する予定でございます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から3月15日までの10日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 30 年 3 月 6 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住民環境課長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成30年3月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月6日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、庁舎問題調査特別委員会)
- 第 4 平成30年度施政方針について
- 第 5 議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算(第5号)
- 第 6 議案第2号 平成29年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 7 議案第3号 平成29年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第4号 平成29年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第5号 平成29年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 10 議案第6号 平成29年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 11 議案第7号 平成29年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 12 議案第8号 平成29年度土庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 13 議案第9号 平成30年度土庄町一般会計予算
- 第 14 議案第10号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第11号 平成30年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 16 議案第12号 平成30年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 17 議案第13号 平成30年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第 18 議案第14号 平成30年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 19 議案第15号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第16号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 21 議案第17号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 22 議案第18号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第 23 議案第19号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 24 議案第20号 土庄町奨学金条例
- 第 25 議案第21号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例
- 第 26 議案第22号 土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例

- 第 27 議案第23号 土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例
- 第 28 議案第24号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第 29 議案第25号 土庄町個人情報保護条例及び土庄町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 30 議案第26号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 議案第27号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 議案第28号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 33 議案第29号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第30号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 35 議案第31号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 36 議案第32号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 37 議案第33号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 38 議案第34号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 39 議案第35号 工事請負契約の変更について
- 第 40 議案第36号 土庄町道路線の廃止について
- 第 41 議案第37号 土庄町道路線の認定について
- 第 42 議案第38号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
- 第 43 議案第39号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について
- 第 44 同意第1号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 45 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会、開議

○議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 30 年 3 月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（井上正清君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査等の報告を受けております。お手元に報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（井上正清君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において 2 番岡本経治君、3 番濱野良一君を指名いたします。

会期の決定

○議長（井上正清君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、3 月 6 日から 3 月 15 日までの 10 日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 15 日までの 10 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（井上正清君）

日程第3、閉会中の継続調査の結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。閉会中の平成30年2月19日に、総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容をご報告いたします。

最初に、農林水産課より、有害鳥獣関係について説明を受けました。今年度当初捕獲頭数は、2,226頭を予定していましたが、約1,600頭になる予定であり、3月議会において関係予算を減額補正する予定である。また、豊島地区において捕獲したイノシシ、シカ等の埋設場所の確保のため、関係者と町有地で埋設場所を検討したが、適地が無く、私有地の買収を行う費用についても3月補正する旨説明がありました。

また、家浦自治会からヌートリアの捕獲奨励金創設の要望書が提出され、県費補助事業もあることから、小豆島町とも協議を重ね、両町とも県費補助事業を活用して、ヌートリア等防除奨励金交付要綱を定め、4月から実施することとし、内容について説明を受けました。

次に、次世代産業育成モデル事業の現在の状況について説明を受けました。

本格稼働に向けた栽培体制等の整備状況については、現在の人員体制は栽培スタッフ3名で事業を行っており、栽培スケジュールについては、2月19日から本格稼働開始し、全ての工程におけるフル生産、1日500株は4月9日からとなる。実証・研究にかかる栽培環境データ収集のために、各種センサーを設置しており、このデータは、インターネット上のサイト、ハッピーマインダーにて閲覧でき、理研、四国総研、香川県、土庄町が接続可能となっている。4月2日からの成果物について、当初は町内小・中学校、給食センター、病院、老人福祉施設、商工団体等への無償配布し、アンケート調査を行うことにより、事業の認知度向上を目指す。5月以降の販路については、現在検討中であるとの説明を受けました。

委員より、豊島の土地購入に関して所有者の公開について質問があり、個人情報観の観点もあるが、1度調べるとの回答がありました。

また、次世代産業育成モデル事業における成果物の提供で、学校や病院では、生で出すことはできないのかとの質問があり、現在は熱処理が必要であるが、工場野菜は低菌状態で作っているの、調べてみるとの回答がありました。

次に水道課より、香川県広域水道企業団が平成29年11月1日に設置され、平成30年4月1日より事業が開始される。これにより、法定協議会である香川

県広域水道事業体設立準備協議会を廃止するにあたり、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決が必要となるので、3 月議会に提案することとなるとの説明がありました。

次に、2 月 6 日に香川県広域水道企業団議会が開かれ、平成 30 年度当初予算並びに条例議案等が審議され、可決されました。本町水道事業については、今後審議されないため、平成 30 年度企業団水道事業の土庄事務所分についての報告を受けました。

委員から、肥土山浄水場更新について質問があり、中山を含めた実施設計を来年度行い、31 年度から工事発注の計画となっているとの回答でありました。

また、町職員の今後についての質問があり、当初から 2 年間は土庄町から企業団への派遣というかたちで、その間に職員の希望などをとりつつ、企業団へ移ることになると思うとの回答がありました。

次に企画課より、土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例について説明を受けました。包括協定を結んでいる大学等の連携交流の拠点施設として、国の地方創生整備交付金を活用し、現在旧法務局を改修しており、地方自治法で、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならないとあり、その規定に基づき、大学などとの交流による地域活性化を図るため施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものである。

施設のお披露目の開所式を、3 月 23 日の午後に予定しているとの説明がありました。

委員より、維持管理をするうえで、管理者を置くことは考えているかとの質問があり、宿泊を伴うので考えなければいけないとの回答がありました。

次に総務課から、4 点について説明を受けました。

最初に、平成 29 年度から 34 年度までの一般会計を対象にした、土庄町中期財政計画についてで、限られた財源の効率的な運用を図り、持続可能な財政運営を目的としている。歳入はこれまでの推移を人口の増減等を乗じて推計し、歳出は、これから行う事業や継続・終了する事業、維持管理等の費用を推計している。

今回の計画で推計した財政状況から、大型事業が集中する 32 年度以降も償還見込は増える想定であり、しばらくの間、新規事業や継続事業も現在のような規模での実施は難しいと予測される。

歳入は、国の制度改正による影響を大きく受けることとなるが、歳出は、例年実施している事業を継続実施することを前提とした結果であるので、今後は、厳しく事業の選別、廃止、事業費の削減や延長などを含めた対策を講じる必要があると説明がありました。

次に、防災行政無線デジタル化へ向けた整備について説明がありました。現

在、使用しているアナログの防災行政無線は、平成 6 年度に運用を開始し、23 年が経過しようとしている。

また、新スプリアス規格に準拠しておらず、現行のまま使用し続けることができず、平成 34 年 11 月 30 日までにデジタル化、その他のシステムへの更新が必要となり、施設・機器等の更新を進めていきたいと考えているとの説明がありました。

次に、事務の効率化を目的に、香川県が県内市町と共同利用できるように導入している、かがわ電子入札システムの導入について説明がありました。導入のメリットについては、事務の効率化、競争性・透明性の向上、費用の低減、入札参加機会の拡大等があります。

電子入札システムの加入状況は、香川県を除くと高松市をはじめ 4 市が加入している。30 年度には、香川県広域水道企業団が加入する予定である。土庄町と小豆島町は、31 年度からの運用開始を目指していると説明がありました。

次に、庁舎建設事業について、平成 29 年度から完成予定の平成 32 年度、引越し予定の 33 年度までのスケジュールの説明を受けました。

委員より、電子入札システムのデメリットについての質問があり、すべての事業者がシステムを理解してもらい、トラブルの無いように利用するためには、経過措置、試行期間を設けて、紙入札と併用しないと混乱が生じると考えているとの回答がありました。

次に税務課から、国民健康保険広域化について、土砂災害特別警戒区域の評価額の取り扱いについての説明を受けました。

まず、国民健康保険広域化については、平成 30 年 4 月から、国保が広域化される。広域化の狙いのひとつに「将来的な保険料負担の平準化」があり、将来的に年齢調整後の医療費水準等の市町間格差が縮小した時点で保険料の平準化について検討することとしている。

現在、土庄町を含め県内全市町で、保険料率の算定にあたっては、所得割、資産割、均等割、平等割の 4 つの項目から算定する 4 方式を採用しており、このうち資産割については固定資産税との二重課税感等の不公平感が根強くあることから、全国的には廃止の動きで徐々に進みつつある。具体的には、来年度以降に、詳細な試算を行った上で、移行スケジュール案を検討し、協議をさせていただきたいと説明がありました。

次に、土砂災害特別警戒区域に指定された宅地、雑種地の評価について、さまざまな議論がなされてきたところであり、当町においても、国の通知を受け、平成 30 年の評価替えより対応をしたいと考えている。

特に、レッドゾーンといわれる土砂災害特別警戒区域であるが、こちらは建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがある

区域として、開発行為の許可制、建築物の構造規制などの規制措置が行われることになる。これらの利用制限が土地の価格に影響を及ぼすとして該当の土地に対し、評価額上の補正を設けることで対応することになる。

補正の対象となる土地の地目は、利用制限の影響を直接的に受ける宅地及び雑種地である。補正率は土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンで 0.8 となり、評価額が 2 割下がることになる。この補正に関する国の基準のようなものはなく、県内各市町の動向を踏まえて設定すると説明がありました。

委員より、特別警戒区域というのはどれくらいの面積かとの質問があり、面積は把握できていないが、町内の 6 万筆のうち対象の宅地、雑種地は 470 筆前後であるとの回答がありました。

次に商工観光課より説明を受けました。

まず、日本遺産申請については、今年の 9 月末に小豆 2 町と丸亀市、岡山県の笠岡市が江戸時代、大坂城築城の際にそれぞれの島から多くの石を献上したという共通の歴史があり、備讃瀬戸地域の「石の文化に関するもの」を日本遺産の登録に向けて共同で申請してはどうかという話になり、文化庁の担当課とも相談しながら、平成 30 年 1 月末に文化庁の方へ代表団体を笠岡市とする 2 市 2 町の共同申請というかたちで日本遺産申請書類を提出していると説明がありました。

次に小豆島観光協会、小豆島とのおしろう観光協会、小豆島観光戦略会議の事業の執行状況について説明がありました。

まず、小豆島観光協会について 29 年度は小豆二町とも 150 万円ずつの負担金とそれ以外に会員 161 名からの会費収入、ホームページバナー広告による運営収入を主な財源として事業を行い、主な事業として、観光啓発事業、企画誘致宣伝事業、広域的宣伝事業の他、ホームページの管理運営などを行っている。

次に小豆島とのおしろう観光協会については、町の方から土庄港案内所運営に関して 306 万 8 千円、エンジェルロード案内所運営に関して 396 万 9 千円、さくらの森管理運営について 75 万円を委託料として負担し、286 名の会員の会費収入も財源としている。

主な事業として、土庄港ターミナル及びエンジェルロードにおける観光案内業務、観光 PR イベントへの参加、土庄町をはじめとする各種団体との連携を通じた観光産業の振興、観光地の美化事業などを行っている。

最後に、小豆島観光戦略会議について両町から 300 万円ずつ負担している。会員数は約 30 名で会員からの会費収入も財源としている。

主な事業として、旅行会社に対する小豆島への誘致を目的とした観光説明会の開催、訪日外国人観光客の誘致を促すための小豆島観光素材映像の制作及び宣伝告知をはじめとする観光誘致を目的とした事業などを行っており、戦略会

議で昨年 9 月に制作した PR 動画をユーチューブにて公開したところ閲覧数が、2 月 15 日現在 159,409 回と反響が大きいとの説明を受けました。

次に建設課より説明を受けました。

沖之島架橋については、前回 11 月 13 日の総務建設常任委員会において、3 ルート別の構造及び事業費について説明をしたが、一番安価なもので 20 億円弱必要であり、今後、大型事業が控えていることと重なり、事業化が難しいことを沖之島住民に伝えた。

その中で、沖之島住民の方より新たなルートの提案があった。建設課としては、検討する余地があると考え検討を行い、新ルートについて、1 月 13 日に四海漁業協同組合総会を開いてもらい、架橋条件を協議し、概算事業費を算出したところ 10 億 8,600 万円と全ルートの約半額となった。

平成 30 年度には四海公民館が建築され、また四海漁協組合では小豆島島鰻がブランド化され、この地域がますます四海地区の拠点となることが期待されていることから、沖之島地区活性化案についても協議を進め、平成 30 年度から沖之島架橋事業として、現地測量及び地質調査に着手したいと考えている。

次に、町道西古浜線改良事業について説明を受けました。現在概略設計が完了し、今後 NTT 西日本と細部協議を行う予定である。工事実施に関しては、周辺で多くの公共工事の計画があることから、関係機関との連携・調整が必要であると考えている。

次に、町道一の井手線町道廃止・認定について説明を受けました。町道内に、鳥獣侵入防止柵を横断方向に設置することとなり、通行止めとなる。このため、町道としての機能廃止となり、終点位置の変更となることから、一度全路線廃止した後、新たに新規町道の認定となる。

次に、土庄港障害者駐車場について説明を受けました。現在 4 か所設置しており、土庄港駐車場において 6 台の障害者用駐車場を整備した。今回、中央棧橋付近において障害者用駐車場設置の要望があり、新たに、土庄港平和の群像横駐車場に障害者用駐車場を設置することを計画している。

次に、刈崎ポンプ場電気設備改築工事の工事請負契約の変更について説明を受けました。本工事は、本年度 9 月議会において工事請負契約の締結について議決をした工事であり、変更内容は、低圧主幹盤の追加更新による工事請負費が増額予定である。変更理由としては、現地調査の結果、次期更新予定の低圧主幹盤と今回更新の盤が一体構造となっており、今回併せて更新するほうが効率的かつ経済的であるため、長寿命化計画の変更を行い、追加施工することとした。

次に、大部住宅家賃について説明を受けました。今年度、大部住宅 B 団地の完成に伴い家賃を決定する必要があり、家賃については、応能応益家賃制度で

算出する。

次に、大木戸住宅改修計画について説明を受けました。大木戸住宅改修計画については、平成 25 年 2 月に作成され、土庄町町営住宅長寿命化計画、計画期間平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の計画に基づき改修を実施している。平成 26 年度に T-1 棟の外壁改修、平成 28 年度 T-3 棟の外壁改修及び屋上防水改修を完了している。

今後、平成 30 年度に T-2 棟の外壁改修、平成 31 年度に T-1 棟の内部改修、平成 32 年度に T-3 棟の内部改修、平成 33 年度に T-2 棟の内部改修を計画している。

建設課よりは、以上 7 点の説明がありました。

以上で、閉会中に行われた総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。閉会中の 2 月 19 日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

健康増進課より、小児生活習慣病予防事業について、現在小学 4 年生を対象として、小児生活習慣病予防健診を実施している。平成 30 年度より、健診の事前・事後指導の実施、ジュニアヘルス教室を開催する。

徘徊高齢者家族支援事業について、平成 30 年度新規事業として、見守りタグ・感知器を使用した徘徊高齢者見守り事業の実施を計画している。見守りタグ感知器は、各地区公民館、港などに設置を考えている。小豆島町と共同で事業を行っていく予定である。

土庄町訪問看護ステーションの休止については、平成 21 年度から現在までの年間平均利用者数は 1.11 人と少なく、平成 26 年に民間の訪問看護ステーションメアが開設、平成 30 年 1 月には訪問看護ステーション一会も開設した。このような状況から、平成 30 年 4 月より一旦休止とし、以降は状況を見つつ対応を判断したいと考えている。

委員より、見守りタグをやってどのくらい利用者がいるのか。見通しはあるのかとの問いに、見守りタグは小さいもので、電池で 1 年くらいもつものであるのが簡単に付けられるのがメリットと考えているとの回答がありました。

委員より、見守りタグ購入費というのは付ける人が負担するのかとの問いに、町でタグの購入をし、貸し出す。利用するのに月 200 円くらい必要で、利用者に負担してもらうとの回答がありました。

平成 29 年度小豆島中央病院の決算については、基準繰出分で 1,951 万 3 千円

の増加となっている。補助金がつかなかったため、事業を縮減、取りやめたものを含め、歳出については、健康増進課所管部分は 1,063 万 6 千円の増となっている。普通交付税、特別交付税の土庄町の交付税算入合計額は 1 億 6,099 万 7 千円、小豆島町は 2 億 110 万円、合計 3 億 6,209 万 7 千円となっているとの報告がありました。

教育総務課より、認定こども園の進捗状況について、現在の取り壊し状況は、第 1、第 2 及び第 4 工区の取り壊しが概ね終わり、第 3 工区のみとなっており、工程表どおり年度内には取り壊しが完了する。

建設費用は、園舎等で約 7 億 8,500 万、電話等の通信機器の整備で約 340 万、外溝工事で 6,880 万程度、合計 8 億 5,400 万円ぐらいになる見込みである。建築が始まるのは 7 月ないし 8 月となる。8 月からスタートとなれば約 7 か月で建てなければいけなくなるので、スケジュール的に厳しくなるので工夫が必要である。

N T T 横の道路及び駐車場については、2 月 9 日付で N T T 西日本香川支社と N T T 四国不動産企画部に、9 月末までに土地の売買契約及び事務所の取り壊しを行い、町が 10 月から工事にかかるよう配慮してほしい旨の要望書を出している。

奨学金条例の変更については、高校生月 1 万円、大学生月 3 万円支給しているが、奨学生の範囲を専門学校生まで広げる。

長栄又造基金の取り崩しについては、長栄又造氏が平成 7 年度に 1 億円寄附をし、長栄又造教育振興基金、長栄又造福祉基金とそれぞれ 5,000 万円ずつ基金に積んでおり、長栄又造教育振興基金については四海公民館の建設に充て、長栄又造福祉基金については四海こども園に利用するため、新たな基金条例を提案する。

委員より、こども園の建設工事について、平成 31 年 4 月に間に合わなかった場合はどうするのかとの問いに、4 月開園が伸びた場合の措置の案としては、土庄こども園、大鐸こども園、四海こども園、大部こども園として 4 月から制度としては開始するが、土庄こども園は園舎が完成していないので、例えば 0,1,2,3 歳児は愛の園保育所、4 歳児が湊崎幼稚園、5 歳児が土庄幼稚園と園舎を分散して、土庄こども園が完成後、そのまま統合するような方法も考えているとの回答がありました。

委員より、こども園の総事業費が 8 億 5,400 万円ぐらいであるが、坪単価でどのくらいかとの問いに、130 万円くらいになるとの回答がありました。

委員より、30 年 4 月から奨学金の条例を改正して専門学校の生徒も対象にとのことだが、現在既に通っている生徒も対象になるのかとの問いに、在学学生も利用できるとの回答がありました。

生涯学習課より、四海公民館建設事業の進捗状況について説明があった。10月の地元説明会開催後、12月21日に四海公民館解体撤去工事の入札を実施し、解体撤去工事の現場作業はほぼ終了している。建築工事費は、約1億3,600万円を見込んでおり、4月ないし5月に建設工事の入札を実施し、7月に着工し、工期は8か月間を見込んでおり、2月に竣工する予定である。平成31年4月から公民館業務を開始できる。長栄又造教育振興基金5,000万円を取り崩し、本事業の財源に充当するとのことでありました。

住民環境課より、土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、町長が構成員となる必要があるため改正をする。

また、小豆地区粗大ごみ及び不燃ごみ組成調査の結果について、不燃ごみ、粗大ごみから資源ごみを取り除き、破碎し、選別し、鉄、アルミ、可燃物、不燃物とすると、粗破碎により33%、細破碎だと60%埋立処理されるごみを減らすことができる。平成28年度で1,384トン埋立処理していたものが、不燃ごみは572トン、鉄は232トン、アルミが65トン、可燃が368トンと推計される。広域行政での中間処理施設の整備に向けて、今後小豆2町で協議していく。

一般廃棄物処理施設の交渉経過等について、1月4日、馬越自治会の役員会に出向き、1月14日の総会で承認をもらうことになり、併せて予定地の測量調査と地質調査の先行実施の了解をもらった。本年1月14日の馬越自治会総会でごみ処分場の建設を進めることで同意の決議がなされたとのことであった。

福祉課より、4月から実施される国保の広域化について、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月から、国保が広域化される。県は全体的な財政運営の責任主体となり、各市町は、資格管理や保険給付、保険料率の決定・賦課徴収、保険事業、これまでも同様の役割を担っていくとのことである。

第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画については、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画について、策定作業を行っている。

平成12年度の2,500円から、現在は2.12倍の5,300円となっている。

30年度からは、月額保険料基準額を6,150円と算定した。低所得者層の方にとっては厳しいが、介護サービス事業量を確保する上で、どうしても負担をお願いしなければならない。

障害者計画（第3期）及び障害福祉計画（第5期）の素案については、障害の有無に関わらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現のために、1. 地域生活の充実、2. 相談支援・情報提供体制の充実、3. 社会参加の促進、4. 障害児への支援、5. 保健・医療の充実、6. 人にやさしく安心・安全なまちづくり、7. 障害に対する理解や配慮の促進との目標設定をした。

障害者差別解消の推進に関する条例については、県の条例と整合性を保ちな

がら、条例の名前を「土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例」と称し、3月議会に上程する。

委員より、介護保険料が、お知らせということで一方的に上がることになる。急に額が上がったら住民は驚くと思うが、仕方がないことかとの問いに、今回上げるがピークはまだ先である。2025年問題で団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる。ある程度段階的に上げていかないと先が苦しい状況になるとの回答がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

庁舎問題調査特別委員長。佐々木邦久君。

○庁舎問題調査特別委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。閉会中の1月9日に、庁舎問題調査特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本委員会は、前回の委員会で1人の委員から、場所の決定については、保留したいとの申し出がありましたので、委員会として今回候補地の最終結論を出したいとのことで開催をいたしました。

審議の結果、委員から建設中・建設後に問題が起こらないように万全な体制をとるようにとの意見がありましたが、新庁舎の建設場所については、中央病院跡地に全員賛成で決定いたしました。

委員会としましても、今後、新庁舎の建設につきましては慎重に審議し、進めていかなければいけないと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

庁舎問題調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、庁舎問題調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

施政方針の説明

○議長（井上正清君）

日程第4、町長より平成30年度施政方針について説明を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、平成30年度施政方針ということで、よろしくお願いしたいと思っております。本日、平成30年3月土庄町議会定例会において、平成30年度の予算案をはじめ、各議案をご審議いただくに当たり、私の町政運営に関する基本的な考え方と新年度施策の大綱について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私個人としましては、昨年12月に町長選挙が行われ、1月22日から土庄町長としての2期目を迎えております。議員各位をはじめ、町民の皆様、関係機関等のご支援、ご協力を賜りながら決意を新たに町政運営に力を注いでまいりたいと考えております。

さて29年度を振り返ってみますと、7月には、江戸時代の島原の乱を契機とする移住交流の縁がある長崎県雲仙市と「歴史と文化の友好交流の推進に関する協定」を締結しまして、互いの歴史や文化の交流を推進していくことになり

ました。また昨年は、土渕海峡ギネス認定 20 周年という節目を迎え「小豆島クルーズウォッチング」と題した記念事業を行いました。土庄港を起点に土渕海峡、エンジェルロードまでを航行し、普通では体験できない新たな目線で見える風景を楽しんでいただきました。観光客の方にも地元の方にも大変好評でありました。

また 28 年度に協定を結びました京都産業大学との連携により、7 月に土庄町 1 日キャンパス「京都・土庄むすびわざ大学」において、講演会や高校生を対象にしたゼミ体験などを開催し、好評を得ました。

8 月には京都産業大学卓球部が、合宿の一環で島の中学生、高校生と合同練習を行い実践的な技術を学びました。

夏以降では相次ぐ台風の接近により 8 月の小豆島まつりは中止、9 月の日本一でカボチャ大会は一部イベントが中止となり、楽しみにしていた皆様には非常に残念な結果になってしまいました。その分今年のイベントは昨年分も楽しんでいただきたいと思います。と思っております。

7 月に総合型地域スポーツクラブ「小豆島スポーティーズ」が発足し、誰もが楽しみながら参加できるプログラムの提供など、町民の皆様楽しんでいただくとともに健康づくりにも寄与できるスポーツ事業を展開しております。

また、バスケットボールをはじめとするプロスポーツチームを誘致し、地元学生の指導やファンとの交流を行い、12 月のプロバスケットボール公式戦開催の際には 2 日間ともフレトピアホールが満員となり大いに盛り上がりました。

海外に目を向けると、アメリカ合衆国にトランプ大統領が就任して 1 年が経ちますが、アメリカファーストといわれる政策の影響による極端な転向はないものの、近隣国情勢が非常に不安定であり、土庄町民にとっても安全が脅かされる状況に置かれております。Jアラートによる訓練放送を度々行っていますが、有事の際には早急かつ適切に対応したいと思っております。

国内に目を向けると、企業収益が過去最高水準となるなど、景気回復が進んでいると報じられる一方で、人口減少の続く土庄町では景気回復感を実感できるのはまだ先のように感じられます。そのような中でも国内トレンドであるインバウンド対策に力をいれるなど、国内外情勢に適切に対応していく所存でございます。

土庄町においては、土庄町総合計画を念頭におきつつ総合戦略の施策を着実に実施し、長期的な視点で継続的に取り組むことにより、2060 年に人口約 1 万人を維持するという目標に向けて、取り組みを展開してまいりたいと考えております。

それでは、平成 30 年度当初予算について申し上げます。

まず、規模につきましては、一般会計は総額 94 億 3,700 万円で前年度比 17

億 400 万円、率にして 22.0%の大幅な増となっております。特別会計は、8 つの特別会計の総額 43 億 7,621 万 9 千円で、前年度比△3 億 484 万 3 千円、6.5%の減です。

水道事業会計は、香川県広域水道企業団への移行により皆減です。

次に、一般会計の歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、収納率の向上に努めるも固定資産の評価替えの影響により前年比マイナス 305 万 2 千円、0.2%の減。地方譲与税はマイナス 40 万円、0.7%の減。地方消費税交付金は見通しにより 510 万円、2.0%の増。地方交付税は前年度と同額といたしております。

国庫支出金は、新設統合こども園建設事業に伴う交付金等により 9,211 万 3 千円、14.1%の増。県支出金は、次世代産業育成モデル事業の減により、マイナス 1,567 万 1 千円、3.0%の減でございます。寄附金は、ふるさと納税寄附金が増により 2,676 万 6 千円、39.9%の増。諸収入につきましては、水道企業団及び後期高齢者医療広域連合への派遣職員負担金等により 7,767 万 1 千円、57.7%の増。町債につきましては、庁舎建設事業、デジタル防災行政無線整備事業、一般廃棄物及びし尿処理施設整備事業、瞳保育所建設事業、社会資本交付金事業、はしご車購入事業、新設統合こども園建設事業、四海公民館建設事業等に伴い 13 億 4,770 万円、127.7%の大幅な増となっております。

続きまして、平成 30 年度における主な施策について、土庄町総合計画の 5 つの基本目標に沿って、ご説明を申し上げます。

第 1 に「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」について申し上げます。

観光の振興として、潜在的地域資源を掘り起こして新たな魅力の発見、地域の活性化を目的として、小豆島での投げ釣り大会を開催します。四方を瀬戸内海に囲まれた絶好のロケーションであり、また季節ごとに豊富な種類の魚釣りを堪能できる小豆島ならではの釣り大会は、島の魅力を内外にさらにアピールできると考えております。

また、昨年大好評を得ました小豆島クルーズウォッチングも、便数及び乗船人数を増大し、ルートも複数用意するなどパワーアップした企画となる予定でございます。同じく昨年開催いたしましたパワーボートレース、どでカボチャ大会も引き続き開催をいたします。時期毎、季節毎のイベント恒例化に向け、周知広報活動も行っていきます。

また、昨年から進めております、小豆島の風物詩となっている小豆島霊場八十八ヶ所等の日本遺産登録に向けた調査については、30 年度中にまとめあげ、31 年度に申請できるよう継続してまいります。

さらに石の絵手紙ロード作品の増設、アートノショーターミナルの更なる作

品展開などアートイベントに尽力し、来年に控えます第 4 回瀬戸内国際芸術祭 2019 に向けて気運を高めていけるように進めてまいります。

その他既存のイベント、観光スポットにつきましても、大型連休等の混雑解消に努めるなどご来島いただいた多くの観光客等に楽しさを提供し、また来たいと思っていただけるようにおもてなしの心で努力してまいります。

次に昨年から進めております一般廃棄物処理施設の整備について、馬越地区を建設予定地とし、用地買収、施設実施設計を予定いたしております。

また、し尿処理施設は用地未定ではありますが、状況が整い次第、順次進めてまいります。

次に農業の面では、近年増大するイノシシ、シカ、サル、ヌートリアなどの有害鳥獣による農作物の被害に対し、捕獲をより効率的に行うため ICT 技術等を活用してまいりました。ほかにも講習会を開催し、地域点検の実施、防獣帯、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の侵入防止柵の設置や被害対策協議会への補助など官民一体となり連携の強化を図り、被害の軽減に取り組んでまいります。

地産地消の促進としては、地域特産品として広く認知されてきました小豆島オリーブ牛のブランド PR になお一層取り組み、そのブランド力を上げていきたいと考えております。

また、新たな特産品となるよう試行を続けておりますごま栽培の普及については、ふるさと納税寄付者へのあいさつ状に添えるなど少しずつではありますが PR していけるようになりました。これからも広く周知していけるよう生産及び発信に力をいれていきたいと考えております。

次に耕作放棄地の解消策としましては、オリーブ植栽事業及び採油関連機器の整備を支援することで、小豆島の代名詞であり、香川県の特産品であるオリーブの生産拡大と耕作放棄地の利活用を目指します。

また、27 年度から次世代産業の育成を目的に進めております土庄町植物栽培システム研究所は、30 年度から本格稼働となり、地域振興・雇用の創出が図られるとともに土庄町の地域ブランドとなるよう取り組んでまいります。

水産業の振興としましては、新たなブランドとして定着しつつある「小豆島島鯉」の販路拡大、流通効率化に向け、引き続き支援を行うとともに更なる事業展開を進めることで後継者確保や 6 次産業化による雇用促進、地域の活性化を図ります。

移住・定住の促進としまして、東京、大阪等都市圏で行われる移住促進交流フェアへの出展、その他県外での移住・定住イベントでの PR 活動や各種の情報発信を引き続き積極的に行い、移住相談や移住の受け入れ体制などの充実を図り、定住に結び付けてまいります。

また、地域間の交流としまして、協定を締結しました長崎県雲仙市をはじめ、

昨年ふれあい交流都市締結 10 周年を迎えました大阪市浪速区など、相互に有意義な関係になるよう更なる人と物の交流を深め、友好関係を深めてまいります。

交流活動の推進としては、27 年度に包括協定を締結しました京都産業大学、30 年 1 月に締結をいたしました武庫川女子大学・短期大学部、さらに今年度中に新たに協定締結を目指しております 3 校目の大学と連携した事業の展開、交流人口の増大と人材育成、協働による地域住民の意識高揚、地元の魅力再発見など交流事業を積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、土庄町、小豆島町、両町商工会青年部と共同で実施している独身男女出会いの場提供事業を今年度も実施し、少子化問題の解決を図ります。

第 2 に「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず庁舎の建設事業につきましては、30 年度から本格的に着手をいたします。建設予定地の旧土庄中央病院の解体工事、測量、地質調査、基本・実施設計を行い、完成は 32 年度末の予定でございます。

また、防災行政無線のデジタル化も 30 年度から 32 年度にかけて整備する予定です。アナログによる防災行政無線老朽化に伴い、新規格対応としてデジタル化することで引き続き情報の伝達を確保してまいります。

災害対策事業としまして、大量降雨時の災害対策として大谷ポンプ場新設、洲崎ポンプ場、東内浜ポンプ場の改築工事を進めてまいります。

また洲崎平木地区の急傾斜地崩壊防止工事、河川の自然災害防止事業を実施し、防災・減災に努めます。

その他、消防団活動に使用する軽四積載車、可搬ポンプ 3 台を更新し、災害時に備えます。

交通安全意識の高揚としまして、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、安全意識の徹底について引き続き小豆警察署と連携しながら交通マナーアップの向上を目指してまいります。

また、運転免許自主返納支援事業を継続して行い、運転に不安を持つ方の返納の後押しとなる支援を行います。

道路環境の整備としまして、こども園周辺道路である西古浜線改良工事を実施するなど、小さな子どもから高齢者まで安全で快適な道路環境の整備を図るとともに LED 外灯を増設し、犯罪予防に努めます。

また、沖之島と小豆島本島の架橋事業を本格的に開始をいたします。30 年度は測量調査及び地質調査を実施していく予定であります。

港湾・海岸の整備としまして、現在ある 6 漁港海岸の損傷具合を調査し、長寿命化計画を策定後、適切な維持管理を進めてまいります。

第 3 に「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」について申し上げます。

教育環境の充実であります。土庄幼稚園、洲崎幼稚園、愛の園保育所の 3

園を統合した幼保連携型認定こども園建設事業を進めておりますが、30年度には建設工事に着手し、31年度の開設を目指してまいります。

次に、施設及び設備の老朽化に伴い、豊島の瞳保育所は小中学校の隣に新築、安定した給食提供を図るため中央学校給食センター厨房機器を更新、土庄中学校体育館トイレを洋式化するなど教育環境の整備に努めます。

基本的な学力の向上といたしまして、教育基金事業による島外施設への体験学習、島外生徒とのスポーツ交流などを引き続き行い、基礎学力の向上を図ります。

次に、学校生活への適応が難しい児童・生徒の相談体制等を充実させるためのスクールソーシャルワーカーを引き続き配置するとともに、小学校と中学校への講師等の継続配置、土庄小学校に学校司書を配置するなど学習環境の向上を図ります。

また、虐待やネグレクトなど保護を要する児童の早期発見や適切な対応を図るため、専門職員の配置により初期対応が迅速、的確に行える体制を継続するとともに、啓発リボンやポスターなどによる虐待防止等啓発活動も積極的に行います。

地震対策としまして、防災ヘルメットを町内小中学校全生徒に配布し、安全確保に努めます。

子育て支援としまして、第3子以降に祝金を支給するエンゼル祝金制度、中学校卒業まで子どもの医療費を無料にする子ども医療費の助成を引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を支援してまいります。

また、就労等により保護者が留守にする放課後の時間帯や週末等に児童が安心して生活できる居場所を提供するため、放課後児童クラブ、放課後児童預かり事業を継続し、子育て世代が仕事と子育ての両立を図れる環境づくりを支援してまいります。なお、既存の学校支援ボランティア事業や放課後子ども教室事業も継続して取り組んでまいります。

生涯学習活動の充実としまして、四海公民館建設工事を行い、31年度から供用開始の予定です。

続いて生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興として、昨年設立した小豆島スポーティーズを中心に、更なる生涯スポーツ事業を展開いたします。各種イベントの開催やスポーツ事業の誘致などを通して地域住民と連携した小さな子どもから高齢者まで地域全体が元気になれる施策を推進いたします。

また、地域おこし協力隊員を募集し、スポーツを通じた地域振興に関する活動に従事していただきます。

次に地域文化の継承振興としまして、特別天然記念物環境整備事業として宝生院のシンパクの環境整備を32年度まで延長した計画で行っていきます。

選択無形民俗文化財記録作成事業は、引き続き小豆島農村歌舞伎について調査し、記録の作成等を行います。

第 4 に「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくり・保健・医療の充実については、小豆島中央病院が開院して 2 年が経ちました。島民の皆様に安心安全な生活を送ることができる医療を提供できる環境が整備されております。小豆島医療圏として医療の継続提供のために、体調に不安のある方も健康な方も、予防・治療について何かありましたらぜひ小豆島中央病院をご利用いただきますようお願い申し上げます。

また通院においてバスの利用が困難な高齢者等及び障害者・児に対して、タクシー利用に伴う交通費の一部を助成する制度も、引き続き経済的負担や移動の負担軽減を図ります。

地域福祉の充実としましては、地域包括ケアシステムについて小豆島中央病院と連携し、更なる構築を進めてまいります。また町民の生涯を通じた健康づくり推進のため、乳幼児健診や妊婦健診等の母子保健、各種の予防接種やがん検診などの事業を引き続き行います。

また新たに、健康意識の向上として 20 代、30 代を対象としたプレ健康診査を実施いたします。

国民健康保険では、本町の健康課題について分析したデータヘルス計画に基づく保健事業を実施してまいります。

高齢者福祉の充実としましては、介護職の人材不足を解消するため介護職への就労を希望する町民に対し、養成講座を町内で開催し、受講料について引き続き支援してまいります。

障害者福祉の充実としましては、第 3 期障害者計画、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定に伴い、障害に対する理解の促進と配慮を必要とする方への援助や支援の提供の推進を図ることを目的にヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進に努めるほか、窓口での伝達の向上を目的として雑音をカットしたクリアな音声で伝えられるループヒアリングシステムを設置するなど、障害者福祉の更なる充実に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、4 月から国保の広域化により、県が新たに保険者に加わり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担う仕組みに変わること、国保財政の安定化を図ります。

計画的な土地利用の推進と住環境の整備としましては、大部住宅の建替工事を引き続き行います。全体の完了は 32 年度の予定です。また、長寿命化計画に基づき大木戸町営住宅を改修いたします。完了は 34 年度の予定でございます。

また、民間住宅耐震診断及び耐震改修工事に対する支援を引き続き行おうと

もに、29 年度より実施いたしている耐震改修工事の促進を目的とした民間住宅耐震化リフォーム支援事業を継続し、住宅の耐震性の向上を図り、町民の安全確保に努めます。

町全体の町有地、公共施設等の有効活用を目的とした土庄町グランドデザインを 30 年度に策定し、計画的な維持管理に努めます。

空き家等に関する対策といたしまして、28 年度から老朽危険空き家除去支援事業補助金を活用して除去の支援を行っております。29 年度は 35 件の空き家除去が完了いたしましたが、申請件数が依然多く、30 年度も同額の予算を確保し、地域の住環境の向上を推進をいたします。

第 5 に「協働と連携により、自律するまちづくり」について申し上げます。

地域コミュニティ活動の推進としましては、30 年度は地域おこし協力隊を 2 名増員して 4 名体制となります。これまでの活動に加え移住促進やスポーツ事業などに尽力し、地域活動の活性化を図ります。またサイクルステーションの設置などと連動したサイクリングイベントの実施により、新たな交流、誘客に努めます。

広域連携の推進としまして、高松市を中心とする 3 市 5 町において瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の連携協約を結んでおります。圏域内のさまざまな分野で互いに役割を分担して連携を図り、圏域全体の経済の活性化と魅力を高める取り組みを引き続き推進してまいります。

また、ふるさと納税への取り組み強化を引き続き行います。ふるさと納税を通した町の魅力の情報発信、移住・交流人口の増加と定住への影響力、地場産品の PR 等による地域の活性化など、その効果は、まちの創生に向けた取り組みへの大きな機会のひとつと捉えております。

本町では、庁舎建設事業、一般廃棄物及びし尿処理施設建設事業、沖之島架橋事業など大型建設事業がこれから数年間で計画されており、事業の財源に充てる地方債の償還または事業費の一般財源が財政状況を大いに圧迫する懸念を抱えております。そのような中で行財政運営を継続していくためには、引き続き事務事業の見直し、さらなる経費の節減意識の徹底、職員の意識改革を促す職員研修等を実施するとともに、町税等の徴収強化、町が保有する未利用財産の売却や貸付による自主財源の確保に取り組んでまいります。

ここまで、平成 30 年度町政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し述べ上げたところでございますが、人口減少、少子高齢化、地域経済縮小など明るい話題はなかなかありませんが、第 6 次総合計画を基に国の地方創生の施策、町の総合戦略の施策と互いに連携をさせながら、土庄町が持っている魅力、郷土の風土、歴史文化、アートなど新旧織り交ぜた特色を活かし、時代が求める要求に効果的な施策を講じることにより、人口減少、地域経済縮小を最小限にと

どめつつ、土庄町を、住んで良かった、訪れて良かった、また訪れたいと思っていただける町とするため、計画の実現を目指して鋭意取り組んでまいります。

以上、私の町政運営の基本姿勢と方針並びに本日提案いたしました平成 30 年度の予算案の大綱を申し上げました。議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は、11 時 00 分の予定といたします。

休 憩 午前 10 時 45 分

再 開 午前 11 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（井上正清君）

この際、日程第 5、議案第 1 号 平成 29 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 45、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議

題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました平成 29 年度各会計補正予算、平成 30 年度各会計当初予算、条例議案等につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

平成 30 年 3 月土庄町議会定例会議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 平成 29 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして 24 ページ・25 ページをお願いします。

全体に関連するものとして、このページの 1 款 議会費、1 項 議会費から 60 ページ・61 ページの 10 款 教育費、5 項 社会教育費、5 目 人権教育費までの職員給与費については、平成 29 年度人事院勧告に伴う補正でございまして、合計 317 万 3 千円の増額でございます。

24 ページ・25 ページにお戻りいただきまして、2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の総務事務費は、郵便料不足分 80 万円の計上、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 24 万 7 千円の減、小豆島中央高校への今年度限りの教育振興会設立助成金 116 万円の計上でございます。

6 目 財産管理費の管財事務費は、小部の町有地を分割して売却するため町有地貸付料の前納分の差額還付金 58 万 3 千円の計上です。

土庄町庁舎建設事業は、旧土庄中央病院解体設計委託料 1,049 万 8 千円の補正で全額を繰り越す予定でございます。また、庁舎建設基金積立金として 1 億円、今年度の利子 9 万 9 千円の補正です。

7 目 企画費の離島振興事業は、国庫補助金が増額となり、欠損額との差額から 489 万 9 千円の減です。

地域公共交通活性化・再生総合事業は、路線バス減収補てん補助及び小豆島中央高校通学助成の利用実績により、それぞれ 545 万 8 千円の減、378 万 2 千円の減です。

26・27 ページ、地域生活交通路線運航事業におきましては、実績見込みにより委託料 636 万 8 千円の減です。

ふるさと納税推進事業は、納税額が 29 当初予算額に達しなかったため、基金積立金が 1,460 万円の減です。

12 目の地域情報化事業は、庁舎 L G W A N プロシキサーバーのリプレイス費

用 19 万 3 千円の節の組換えでございます。

14 目の財政調整基金積立金の利子積立が 12 万 6 千円の増、減債基金積立金の利子積立金が 9 千円の増です。

下段にまいりまして、2 項 徴税費、2 目の賦課徴収事務費は、確定申告時の臨時職員雇いの日数増のため 5 万 8 千円の増、還付金不足額 152 万 6 千円、還付加算金不足額 41 万 4 千円の計上でございます。

28・29 ページ、3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業は、精算見込みにより 120 万円の減です。

続いて、社会保障・税番号制度システム整備事業は、システム改修費が 178 万 2 千円の減です。同額国費を減額いたします。

下段から次の 32・33 ページにかけまして、4 項 選挙費は、土庄町長選挙費 1,122 万 8 千円の減、土庄町土地改良区総代選挙費 130 万 1 千円の減、土庄町大部財産区議会議員選挙費 210 万 6 千円の減、衆議院議員選挙費 378 万 4 千円の減、それぞれ事業費の確定により不用額を減額するものでございます。衆議院議員選挙費は、財源の県費も同額減額となります。

34・35 ページ、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、2 目 高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金は、決算見込みにより 25 万 9 千円の減です。

続いて福祉サービス事業特別会計繰出金は、決算見込みにより 103 万 2 千円の減です。

3 目 障害者福祉費の障害者自立支援給付事業は、実績見込みにより 1,000 万円の増です。国費 1/2、県費 1/4 も増額します。

続いて地域生活支援事業は、障害者支援区分認定事業の小豆地区広域行政組合負担金の確定により 25 万 5 千円の減です。

7 目 国民健康保険費の国民健康保険事業は、国保特会への繰出金で 1,288 万 7 千円の増です。

8 目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業は、広域連合の決算見込みにより事務費負担金 52 万 6 千円の減、療養給付費負担金 80 万円の減です。

36・37 ページ、2 項 児童福祉費、4 目 保育所費の保育所運営事業は、配置不足のための職員採用ができなかったため、臨時職員賃金が 686 万 3 千円の減、土庄保育園の一時預かり事業が補助基準を満たせず、実施できなかったため 147 万 3 千円の皆減です。

続いて、私立・町外保育所運営事業は、国の定める法定単価のアップと加算項目の創設により、私立保育所運営委託料が 1,577 万 9 千円の増、町外保育所運営委託料が利用者の減少により 316 万 9 千円の減、平成 28 年度国庫返還金 26 万 1 千円の計上です。

5 目の子育て支援センター運営事業は、国庫返還金 2 万 5 千円の計上です。

9 目の瞳保育所建設事業は、実施設計委託料の確定により 15 万 7 千円の減です。

下段にまいりまして、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目の保健衛生総務費の保健衛生事務費は、育休の正規職員が 2 月 1 日より復帰したため、臨時職員賃金が 75 万 3 千円の減です。

続いて修学資金貸付事業は、利用人数の確定により 90 万円の減です。

38・39 ページ、小豆構想区域医療機能分化等啓発事業は、地域医療に関する島民会議と多職種連携事業の事業費確定により 230 万円の減です。

2 目 予防費は、財源の組替えです。

3 目 環境衛生費の合併浄化槽設置補助事業は、実績見込みにより 784 万 6 千円の減です。

4 目 診療所費の病院事業は、1,293 万 6 千円の増です。普通交付税及び特別交付税が、予算より多くなったことによる基準繰出の増と寄付講座など事業見込みの減であります。

続いて土庄診療所維持管理費は、実績により 220 万 2 千円の減です。

40・41 ページ、2 項 清掃費、2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、豊島の嘱託職員を募集いたしました但、応募なく、賃金 293 万 2 千円の皆減、資源収集車購入費の差額 438 万円の減、不法投棄対策監視カメラの 2 台追加購入費 20 万 2 千円の増、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 30 万 7 千円の減です。

続いて一般廃棄物処理施設整備事業は、土地購入費 1 億円の皆減です。同額を平成 30 年度当初予算に計上いたします。

3 目 し尿処理費のし尿収集民間委託事業は、豊島での委託業者が決まらなかったため豊島分の委託料及び自動車航送料 812 万 6 千円の減です。

下段にまいりまして、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、1 目 農業委員会費の農業委員会事務費は、活動実績により巡視及び出役賃金が 67 万 2 千円の減、農地台帳システム管理委託料が、国のソフトを使用したことにより 54 万円の皆減、香川県農地機構負担金 15 万円の増額が、平成 30 年度へ見送られたことにより皆減であります。

42・43 ページ、農地集積支援事業は、事業量減のための農地集積事業補助金の減と農地集積計画策定の地域等がなかったことにより 29 万円の減であります。

2 目 農業総務費の農業集落排水事業は、繰出金の確定見込みにより 530 万円の減です。県費も同額減額となります。

3 目 農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業は、埋設処分委託料が 142 万 2 千円の減、ワナ監視通報システム設置業務委託料 31 万 8 千円が皆減、豊島の埋設予定地の購入に係る分筆登記委託料 263 万 2 千円、伐採委託料 10 万 8 千円、土地購入費 78 万円の皆増、実績見込みにより特定鳥獣等個体群管理推進事業負

担金が 160 万円の減、鳥獣捕獲等助成事業補助金が 701 万円の減です。

続いて中山間地域等直接支払推進事業は、屋形崎地区が未実施となり補助金 70 万円の減です。

続いて経営所得安定対策等推進事業は、J A 水田部会の活動経費の減により 25 万 3 千円の減です。

続いて青年就農給付金事業は、給付金の対象者が夫婦 1 組となり実績見込みにより 300 万円の減です。

続いてオリーブ生産拡大総合支援事業は、実績見込みにより補助金 55 万円の減です。

続いて耕作放棄地再生対策事業は、再生活動補完支援補助金が事業費確定により 104 万 6 千円の減です。

5 目 農地費の農地一般事業は、事業の確定によりトータル 53 万 6 千円の減です。

続いて県営土地改良事業は、各地区での事業量の見込みにより負担金が 152 万 9 千円の増です。

44・45 ページ、多面的機能支払交付金事業は、東讃地域協議会負担金が実施活動組織数の減に伴う事業費の減により 29 万円の減です。

続いて単県小規模ため池防災対策事業は、小規模ため池防災対策工事が事業廃工により 100 万 1 千円の皆減です。

中段、2 項 林業費、1 目 林業振興費の造林事業は、未実施により間伐等委託料 83 万 7 千円の皆減です。

続いて造林補助事業は、大部財産区有林保育間伐補助 39 万 4 千円の増です。

下段、3 項 水産業費、2 目 漁港管理費の漁港管理事務費は、町単機能保全計画作成委託の請負差金 63 万 3 千円の減です。

3 目 漁港建設費の単県漁港改良事業は、小部漁港の胸壁工事前倒しにより、300 万円の追加工事です。

46・47 ページ、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の次世代産業育成モデル事業は、事業執行見込みにより 300 万円の減です。

3 目 観光費の観光団体・イベント助成事業は、入湯税の確定により観光振興基金への積立 294 万 7 千円の計上です。

続いて瀬戸内国際芸術祭事業は、ワークショップ講師謝金 15 万円の皆減、案内業務委託料 96 万円の皆減、アートノショーターミナル 2 階展示作品委託料は契約差額 296 万 9 千円の減、石の絵手紙ロード制作委託料と清掃管理委託料が実績により合わせて 140 万 2 千円の減となり、委託料合計で 533 万 1 千円の減です。

48・49 ページ、8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費の土木総務

事務費は、臨時職員の雇いがなく、賃金 166 万 1 千円の皆減、嘱託職員の雇用人の変更により賃金 124 万 2 千円の減、測量委託料が事業費精算により 59 万 7 千円の減です。

下段、2 項 道路橋りょう費、2 目 町道新設改良費の町道新設改良事業は、測量設計委託料が事業費精算により、265 万 6 千円の減です。

続いて県営道路橋りょう整備事業は、事業費精算により 1,140 万 8 千円の減です。

続いて社会資本交付金事業、舗装修繕・橋りょう長寿命化は、事業費精算により事業全体で 610 万 2 千円の減です。国費も補助率に合わせて減額となります。

50 ページ・51 ページ、3 項 河川費、1 目 河川総務費の自然災害防止事業（河川）は、事業費精算により 59 万 8 千円の減です。

続いて自然災害防止事業（急傾斜）は、北山の観音原地区急傾斜の測量委託料の精算により 10 万 8 千円の減です。

続いて県営河川海岸整備事業は、事業費精算により 44 万 2 千円の減です。

中段、4 項 港湾費、2 目 港湾建設費の県営港湾整備事業は、事業費精算により 3,106 万 4 千円の減です。

続いて港湾施設長寿命化は、事業費精算により 86 万 4 千円の減です。国費も補助率に合わせて減額となります。

下段、5 項 都市計画費、1 目の都市計画事務費は、豊島太陽光パネル設置について景観審議会を開催する必要があるため、委員報酬の不足分 3 万円の計上です。

3 目 都市下水路建設費の社会資本交付金事業、大谷ポンプ場新設・下水路長寿命化は、節の組換えと国費の端数 1 千円の計上です。

続いて次のページにまいりまして、都市下水路施設改良事業は、吉ヶ浦ポンプ場改良工事の精算により、264 万 6 千円の減です。

中段、6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の民間建築物耐震対策支援事業は、実績見込みにより耐震診断補助が 5 件から 2 件となり 27 万 9 千円の減、耐震改修工事補助が 5 件から 0 件となり 340 万円の皆減です。

続いて民間住宅耐震化リフォーム支援事業は、実績見込みにより 100 万円の皆減です。

3 目 改良住宅建設費の大部住宅建替は、国費の予算に合わせて次年度執行とするなど事業費の精算により全体で 7,759 万 2 千円の減です。国費も合わせて減額となります。

下段から 54・55 ページにかけまして、9 款 消防費、1 項 消防費、1 目の常備消防事務費は、小豆地区広域行政事務組合負担金の確定により 864 万円の増で

す。

2 目 非常備消防費の非常備消防事務費において、豊島の山林火災で使用不能となったホース 10 本の購入、19 万 5 千円の計上です。

続いて消防団運営事業において、豊島の山林火災を含む団員の訓練、出動に対する報酬不足 173 万円の増、フェリー代の費用弁償 2 万 6 千円の計上、車両航送料 5 台分 3 万 9 千円の計上です。

続いて消防団施設維持管理費は、燃料費の不足見込み 6 万 9 千円の増です。

下段、10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育振興事業は、堀本文次教育奨学基金への積立 100 万円、長栄又造福祉基金 5,000 万円の取り崩しと同額を教育・保育基金として新たに積み立てするものです。

続いて A L T（外国語指導）事業は、3 月に帰国するニコル先生の帰国費用 15 万円の計上です。

続いて学術・スポーツ・文化活動等助成事業は、実績見込みにより 5 事業について 65 万 4 千円の増です。

続いて奨学資金貸付事業は、実績見込みにより 96 万円の減です。

56・57 ページ、離島高校生通学支援事業は、実績見込みにより 56 万 1 千円の減です。

中段、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、豊島小学校の放送設備の故障により、アンプ設備の更新 49 万 7 千円と Jアラート接続のための構築委託料 51 万 8 千円の計上です。

続いて小学校スクールバス運行事業は、燃料費の不足見込み 9 万 5 千円の増、よつみ号・なかよし号の車検時修繕費 36 万 5 千円の増、豊島スクールバスに搭載するドライブレコーダー購入費 4 万 8 千円の計上です。

58・59 ページ、4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費の幼稚園運営事業は、臨時職員賃金は 3 人分 554 万 4 千円の減、町外幼稚園運営委託料は実績見込みにより 108 万 5 千円の減、国庫返還金 18 万 8 千円の計上です。

2 目 こども園建設費の新設統合こども園建設事業は、実績見込みにより事業全体で 1,158 万 1 千円の減です。

下段、5 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の選択無形民俗文化財記録作成事業は、小豆島農村歌舞伎調査委員会負担金が見込みにより 88 万 7 千円の減です。

2 目 公民館費の公民館維持管理費は、エレベーター入替工事の精算により 425 万 6 千円の減です。

続いて四海公民館建設事業は、委託料、解体撤去工事、排水管移設補償金などの精算見込みにより 765 万 3 千円の減です。

60 ページ・61 ページ、3 目 少年育成センター費の少年育成センター事業は、

小豆地区広域行政事務組合の負担金の確定により 28 万 9 千円の減です。

8 目 放課後子ども教室費の放課後子ども教室事業は、決算見込みにより 126 万 7 千円の減です。

下段、6 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費の保健体育推進事業は、事業精算により 57 万 1 千円の減です。

3 目 豊島学校給食センター費の豊島学校給食センター維持管理費は、2 学期以降の給食材料費の未執行分 200 万円の減です。

62・63 ページ、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、1 目の農地災害復旧事業は、台風 21 号災害設計委託料 3 件分 53 万 4 千円の増、工事請負費 7 件分 596 万 3 千円の増です。

2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業は、滝宮地区農道修繕 30 万円、唐櫃・伊喜末農道の復旧工事として 200 万円の計上です。

3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業は、小部漁港防砂堤復旧工事 150 万円の計上です。

下段、12 款 公債費、1 項 公債費、1 目の長期債償還金元金は、償還金元金の不足分 89 万 3 千円を計上するものです。

2 目の長期債償還金利子は、同償還金の利子分 300 万 6 千円の減額です。

1 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、1 億 5,962 万 2 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 77 億 2,747 万 8 千円となります。

次に第 2 条、繰越明許費については、8 ページ第 2 表のとおり、16 事業でございまして。

次に第 3 条、地方債の補正については、9 ページ第 3 表のとおり 15 事業について限度額を変更しております。

飛びまして、67 ページをお開きください。議案第 2 号 平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 80 ページ・81 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理事業は、広域化に伴う出張の増加に伴い県内旅費 4 万 8 千円の増、被保険者カード送付用封筒の購入不足分 8 万 7 千円の増です。

続いて 2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費事業から、84・85 ページの 11 款 1 項 1 目の返還金事業までにかけては、平成 29 年度決算見込み又は確定通知等から財源組み換えも含めそれぞれ増減するものでございます。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、1,140 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 23 億 3,245 万 7 千円となります。

87 ページをお開きください。議案第 3 号 平成 29 年度土庄町大鐸財産区事業

特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

第１条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 94・95 ページをお願いします。

１款１項２目の財産管理事業は、事業費の確定により 454 万 4 千円を減額いたします。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、454 万 4 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 518 万 1 千円となります。

97 ページをお開きください。議案第 4 号 平成 29 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 104・105 ページをお願いします。

１款１項１目の一般管理事業は、最適整備構想策定委託料の額確定により 530 万円を減額するものです。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、530 万円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 2,874 万 1 千円となります。

107 ページをお開きください。議案第 5 号 平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 122・123 ページをお願いします。

１款１項１目の一般管理事業は、小豆地区広域行政事務組合の負担金の確定により 71 万 3 千円を増額補正するものです。

続いて 2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付事業から 130・131 ページの 4 款 4 項 1 目 審査支払手数料までは、29 年度決算見込み又は確定通知等から財源組み換えも含めそれぞれ増減するものです。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、504 万 1 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 18 億 6,192 万 2 千円となります。

133 ページをお開きください。議案第 6 号 平成 29 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 142・143 ページをお願いします。

１款１項１目の介護予防支援事業費の職員給与費は、人事院勧告により 4 万円の増です。

続いて介護予防支援事業は、平成 30 年度介護保険法改正に対応するシステム改修委託料 32 万 4 千円の計上です。

続いて 2 款 1 項 1 目と 2 項 1 目の職員給与費は、人事院勧告によるものでございます。

144・145 ページをお願いします。2 款 3 項 1 目の訪問介護サービス事業は、稼働日数の減少により登録ホームヘルパー賃金 240 万円の減、嘱託職員賃金 60 万円の減です。

続いて 2 款 4 項 1 目の訪問入浴サービス事業は、利用者、訪問回数の減により登録ホームヘルパー賃金 90 万円の減、嘱託職員賃金 10 万円の減です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、333 万 2 千円の減額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 9,947 万円となります。

147 ページをお開きください。議案第 7 号 平成 29 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 154・155 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目の広域連合分賦金は、広域連合の見込みにより保険料負担金 1,378 万 9 千円の増です。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、1,378 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 2 億 4,421 万 6 千円となります。

157 ページをお開きください。議案第 8 号 平成 29 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 2 条、収益的収入及び支出の営業費用については、158 ページ、次のページの 1 目 原水及び浄水費から 4 目 総係費までは、人事院勧告による給与関係の増と広域化に伴う例規整備を自前で行ったことにより委託料が 216 万円の減です。

5 目 減価償却費は、豊島簡水の長期前受金の追加分 3,022 万 2 千円の増です。

2 項 営業外費用の 3 目 消費税は仮受消費税と仮払消費税の差額 577 万 7 千円です。

3 項 特別損失の過年度損益修正損は、水道料貸倒損失 286 万 9 千円の増です。

事業全体では 3,808 万 4 千円の増額となっております。

引き続き、平成 30 年度各会計当初予算に係る議案の説明をさせていただきます。別冊でございます。平成 30 年度一般・特別会計当初予算書並びに会計別当初予算額調、この 2 つに基づき説明させていただきます。

一般・特別会計当初予算書の 1 ページをお開きください。議案第 9 号、平成 30 年度土庄町一般会計予算でございます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 94 億 3,700 万円と定めております。これは、対前年度比 22.0%増、17 億 400 万円の増となっております。

第 2 項で 2 ページから 6 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、7ページ、第2表 債務負担行為のとおり、一般廃棄物処理施設整備事業、一般廃棄物（し尿）処理施設整備事業の期間、限度額を定めております。

第3条で、8ページの第3表 地方債のとおり、本年度予定している主要事業28件の起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第4条で、一時借入金の借入最高額を、7億円と定めております。

第5条で、歳出予算のうち人件費の同一款内での流用を定めております。

歳入歳出予算のうち、主なものにつきまして、お手元の資料の薄い資料でございますが、平成30年度会計別当初予算額調、こちらでご説明させていただきます。予算額調の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款 町税につきましては、前年度より305万2千円減の14億9,403万7千円となっております。個人住民税（所得割）の増の一方で、固定資産税（家屋）の減による差し引きでございます。

6款 地方消費税交付金は、510万円増の2億4,870万円となっております。香川県の試算により増となっております。

9款 地方交付税は、平成29年度並みの25億5,000万円の見込みとしております。

11款 分担金及び負担金は、917万8,000円増の6,160万5千円となっております。小豆島中央病院事業負担金の皆増と小豆広域分担金の皆減によるものです。

12款 使用料及び手数料は、336万6千円減の2億2,920万8千円となっております。私立保育所保育料の減と公営住宅使用料を実績より減額しております。

13款 国庫支出金は、9,211万3千円増の7億4,692万3千円となっております。学校施設環境改善交付金の皆増、子どものための教育・保育給付金負担金の増などによるものです。

14款 県支出金は、1,567万1千円減の5億560万2千円となっております。香川県知事選挙費委託金や子どものための教育・保育給付金負担金の増の一方で、香川県地方創生先行型・広域連携事業費交付金の減によるものです。

16款 寄附金は、ふるさと納税寄附金等の増により2,676万6千円の増の9,381万6千円となっております。

17款 繰入金は、1億6,750万5千円増の7億3,221万2千円となっております。財政調整基金繰入金の増、長栄又造教育振興基金繰入金の皆増によるものです。

19款 諸収入は、7,767万1千円増の2億1,225万2千円となっております。

香川県広域水道企業団派遣職員負担金収入の皆増、香川県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金収入の皆増によるものです。

20 款 町債は、13 億 4,770 万円増の 24 億 320 万円となっております。

新設統合こども園建設事業債の増、土庄町庁舎建設事業債の皆増、デジタル防災行政無線整備事業債の皆増によるものです。

歳入の各項目におきましては、増減がございますが、調整後の歳入総額を 94 億 3,700 万円としております。

次に 3 ページをご覧ください。歳出は、厳しい財政状況の中、新規事業として土庄町庁舎建設事業、デジタル防災行政無線整備事業、瞳保育所建設事業、町道西古浜線新設改良事業、中央学校給食センターボイラー等設備更新事業などが主なものです。継続事業としまして、塵芥処理事業、一般廃棄物処理施設整備事業、大谷ポンプ場新設事業、大部住宅建替事業、新設こども園建設事業、四海公民館建設事業などのハード事業、ふるさと納税推進事業、病院事業、次世代産業育成モデル事業などソフト事業を計上しております。

一方、小海自治会館建設助成、塵芥処理施設事業の資源車購入、田井漁港整備事業が皆減しております。

次に、歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明いたします。

1 款 議会費は、人件費の増でございます。

2 款 総務費は、土庄町庁舎建設事業とデジタル防災行政無線整備工事の皆増、水道企業団派遣職員 9 名が企画課付けになり人件費の増、豊かなふるさとづくり基金積立金の増により、5 億 5,761 万 2 千円の増でございます。

3 款 民生費は、瞳保育所建設事業の皆増、私立認定こども園運営事業の皆増、私立・町外保育所運営事業の増により 9,174 万 2 千円の増でございます。

4 款 衛生費は、一般廃棄物処理施設整備事業の減、職員の減による人件費の減、町立病院清算事業の減、塵芥処理事業の資源車購入費と小海自治会館建設助成金の皆減により、5,955 万 4 千円の減でございます。

5 款 労働費は、働く婦人の家の施設等修繕費の減により、320 万 4 千円の減でございます。

6 款 農林水産業費は、田井漁港整備事業の皆減、単県漁港改良事業、町単機能保全計画作成業務委託料の減の一方で、次世代産業育成モデル事業が商工費からの組替えにより皆増となり、4,171 万 7 千円の減でございます。

7 款 商工費は、次世代産業育成モデル事業の農林水産業費への組替えにより皆減、観光団体・イベント助成事業と瀬戸内国際芸術祭事業の増により、7,066 万 5 千円の減でございます。

8 款 土木費は、町道新設改良事業（西古浜線）の皆増、大部住宅建替事業、自然災害防止事業（河川）の増などにより、1 億 3,968 万円の増でございます。

9 款 消防費は、災害対策事業である避難路等整備事業の皆増、小豆広域負担金はしご車購入費の増によりまして、1 億 4,201 万 1 千円の増でございます。

10 款 教育費は、新設統合こども園建設事業の増、四海公民館建設事業の増、中央学校給食センターボイラー等設備更新事業の皆増の一方で、人件費の減により、8 億 8,228 万 1 千円の増でございます。

12 款 公債費は、元利償還金の増と利子償還金の減により、差し引き 6,482 万 3 千円の増でございます。

以上で、平成 30 年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、予算書の 9 ページにお戻りください。薄いほうの予算書 9 ページでございます。

議案第 10 号 平成 30 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 6,517 万 4 千円と定めております。対前年度比は、15.1%減、3 億 4,882 万円の減となっております。

第 2 項で、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 2 億円と定めております。

第 3 条で、歳出予算のうち人件費並びに保険給付費の同一款内での流用を定めております。

13 ページをお開きください。

議案第 11 号 平成 30 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,885 万 8 千円と定めております。対前年度比は、19.8%減、1,203 万 7 千円の減となっております。

第 2 項で、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 4,800 万円と定めております。

17 ページをお開きください。

議案第 12 号 平成 30 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,959 万 4 千円と定めております。これは、前年度予算とほぼ同額でございます。

第 2 項で、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 7,950 万円と定めております。

21 ページをお開きください。

議案第 13 号 平成 30 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 414 万 7 千円と定めております。対前年度比は、57.4%減、557 万 8 千円の減となっております。

第 2 項で、第 1 表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を300万円と定めております。

25ページをお開きください。

議案第14号 平成30年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,437万3千円と定めております。

対前年度比は、28.4%減、966万8千円の減となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を500万円と定めております。

29ページをお開きください。

議案第15号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億546万8千円と定めております。対前年度比は、3.1%増、5,669万3千円の増となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円と定めております。

第3条で、歳出予算の人件費並びに保険給付費にかかる同一款内での流用を定めております。

33ページをお開きください。

議案第16号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億672万5千円と定めております。対前年度比は、2.7%増、279万5千円の増となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を2,000万円と定めております。

第3条で、歳出予算の人件費にかかる同一款内での流用を定めております。

37ページをお開きください。

議案第17号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,188万円と定めております。対前年度比は、5.2%増、1,187万3千円の増となっております。

第2項で、第1表 歳入歳出予算により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を3,000万円と定めております。

以上で、平成30年度の各会計当初予算に係る提案説明を終わらせていただきます。引き続き、条例議案等のご説明をいたします。

一番最初にご覧いただいた平成30年3月議案書の162ページをお開きくださ

い。162 ページでございます。

議案第 18 号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例でございます。土庄町域学連携交流施設の設置に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、制定しようとするものでございます。旧高松法務局土庄出張所跡でございます。

164 ページをお開きください。

議案第 19 号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。土庄町の将来を担う子どもたちの教育・保育施設の充実のため、制定しようとするものでございます。原資は長栄又造福祉基金 5,000 万円でございます。

166 ページをお開きください。

議案第 20 号 土庄町奨学金条例でございます。奨学金の貸付手続きにおいて、新たな手続き要件などを追加する必要があるため、制定しようとするものでございます。これに伴い昭和 33 年土庄町奨学資金貸付条例を廃止いたします。

続きまして、168 ページをお開きください。

議案第 21 号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例でございます。障害のある人が障害を理由とする差別や社会的な障壁によって暮らしにくさを感じている実態に鑑み、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人もない人もともに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものでございます。

173 ページをお開きください。

議案第 22 号 土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例でございます。平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業者の指定及び監督権限が県から町に委譲されることに伴い、制定しようとするものでございます。

175 ページをお開きください。

議案第 23 号 土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による工場立地法の一部改正に伴い、法第 4 条の 2 第 1 項に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものでございます。

177 ページをお開きください。

議案第 24 号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例でございます。歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促進す

ることを目的に障害者等用駐車場を整備し、その設置及び管理のための条例を制定するものでございます。土庄港平和の群像横月極駐車場内に設置いたします。

180 ページをお開きください。

議案第 25 号 土庄町個人情報保護条例及び土庄町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の定義が明確化され、要配慮個人情報の定義等が規定されたことを踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

183 ページをお開きください。

議案第 26 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。最低賃金の改定に伴い、交通指導員の報酬日額を引き上げるとともに、新設される障害者差別相談等調整委員の報酬額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

184 ページをお開きください。

議案第 27 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成 29 年度人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び手当の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

190 ページをお開きください。

議案第 28 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生ずる条項ずれに対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして 191 ページをご覧ください。

議案第 29 号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう住所地特例の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

192 ページをお開きください。

議案第 30 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。平成 30 年度の国民健康保険広域化に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

193 ページをご覧ください。

議案第 31 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の第 7 期計画の策定及び介護保険法施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

195 ページをお開きください。

議案第 32 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会の協議事項を整理するとともに、同協議会に町長が構成員となる必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

197 ページをお開きください。

議案第 33 号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。平成 29 年 6 月 15 日施行の都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市公園における運動施設率が参酌基準化されたことに伴い、本条例で運動施設率を定めることとなったためでございます。

198 ページをお開きください。

議案第 34 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。消防団員が公務のため県内旅行した場合及び香川県消防学校を受講する場合の日当の金額を引き下げるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

右の 199 ページをご覧ください。

議案第 35 号 工事請負契約の変更についてでございます。社会資本整備総合交付金事業 刈崎ポンプ場電気設備改築工事において、ポンプ操作盤及び補機盤の更新に伴い、低圧主幹盤を一体的に更新する必要があるため、請負金額の変更をしようとするものでございます。

200 ページをお開きください。

議案第 36 号 土庄町道路線の廃止についてでございます。鳥獣被害防止施設侵入防止柵設置に伴い、一の井手線を廃止しようとするものでございます。

関連があります 201 ページをご覧ください。

議案第 37 号 土庄町道路線の認定についてでございます。先ほどの侵入防止柵設置に伴い、一の井手線の終点位置を変更し、再度路線を認定しようとするものでございます。

202 ページをお開きください。

議案第 38 号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてでございます。規約第 13 条第 2 項に定める同規約第 3 条第 9 号及び第 13 号の負担金について、関係町の負担割合の見直しを行うため、同規約の一部を変更するものでございます。

右の 203 ページをご覧ください。

議案第 39 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についてでございます。平成 29 年 11 月 1 日に香川県広域水道企業団が設置され、平成 30 年 4 月から水道事業が開始されるため、法定協議会である香川県広域水道事業体設立準備協議会を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、204 ページをお願いしたいと思います。

同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の岡見珠美氏が、本年 3 月 31 日をもって任期 4 年ということで満了となります。引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本人の履歴・略歴等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

続きまして 205 ページをお願いします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の田淵晃代氏が、本年 6 月 30 日をもって任期 3 年が満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本人の履歴・略歴等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

散会

○議長（井上正清君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 12 時 8 分